



新座市告示第 140 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、電子申請・届出サービスを利用した手続きに係る手数料等の収納事務について、次の者を同項に規定する指定納付受託者に指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

新座市長 並 木



東京都江東区豊洲3丁目3番3号
株式会社NTTデータ
代表取締役社長 鈴木 正範